

進捗管理表（基本取組目標管理シート総括票）

【評価】○：達成 △：一部未達成 ×：未達成

（平成30年3月31日現在）

区分	基本取組	基本取組の具体的な内容	現状まとめ(H29年度)	活動指標 【実績(H29)/最終目標 (H29)】	自己 評価	これまでの取組の自己評価と今後の取組方針	(参考)総合計画、廃棄物 処理計画における目標値
1 監視活動の充実	1-1 目的志向型監視活動の充実	(1) 施設・事業者の「改善」を重視した監視活動の充実 (2) 効果的で継続的な熱意ある監視活動の実施 (3) 産業廃棄物の不適正処理の現状の把握（態様・件数・規模）	(1) 毎朝ショートミーティングを開催して課員が確実に情報共有することにより、各事案の指導を行う際の対応方針や対策を確認した。【監視】 (2) 監視指導業務年間計画を作成し、各事案の監視頻度を優先順位に応じて区分したうえで、当該年間計画に基づき効果的で継続的な監視活動を行った。なお、効果的で効果的な監視活動となるよう定期的に地域環境室と事案協議を行い、各事案への対応方針等を決定した。【監視】 (3) 当該年間計画に各事案の不適正処理の現状や課題を記載し、適宜更新した。【監視】	改善着手率 100% / 100%	○	当初は活動指標を「監視指導件数」としていましたが、平成28年度から活動指標を見直し、事業者等の「改善」を重視した監視活動がなされていることを確認できる「改善着手率100%」としました。 平成28年度、平成29年度は改善着手率は100%となっており（平成27年度も100%）、熱意ある指導による違法状態の是正・改善に繋がりました。 今後は県の県民カビジョン、廃棄物処理計画に基づき、取組を進めます。	【県総合計画（みえ県民カビジョン）】 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案の改善着手率 H29目標：100% H29実績：100%
	1-2 情報提供に的確に対応できる仕組みづくり	(1) 県民相談簿の充実 (2) 重要度に応じた調査が実施できる仕組みづくり	(1) 県民からの情報を「県民相談受理簿」に記録し、所属内での情報共有を図った。入手した情報については迅速に対応するとともに、講じた措置や今後の対応を当該受理簿に記載した。また、「県民相談受付簿一覧表」に処理結果を記録して全事案の進捗管理をした。【監視】 (2) 生活環境への影響を考慮し、「県民相談受理簿」に生活環境保全上の重要度を記入し、重要度を踏まえた対応を実施した。【監視】	通報への対応率 100% / 100%	○	通報への対応率は平成26年度以降、100%を達成しており、情報提供に的確に対応できる仕組み作りができたといえます。 また、平成27年度からは県民相談受理簿を作成して記録を行い、重要度に応じた是正・改善を指導しました。 今後も、通報への対応を継続していきます。	【県廃棄物処理計画】 産業廃棄物の不法投棄発生件数（100t以上） H29目標：0件 H29実績：2件
2 人材育成・自己研鑽	2-1 実務能力の向上と組織力向上	(1) 中長期的な視点に立った人材育成計画の策定 (2) OJTによる実践力（現場対応能力）向上 (3) 各種研修の受講や学習機会の確保 (4) 組織力で課題を解決するための、学びあい、支えあう風土づくり (5) 組織力を高める学習し続ける組織づくり	(1) 人材育成は本人のキャリアビジョンを踏まえつつ「三重県職員づくり基本方針」（平成24年12月）に基づき、廃棄物対策局班長会議により年間研修計画の方向性の確認と必要な独自研修の企画を行った。【廃リ】【監視】【適正】 (2) 現場指導時や処理施設設置時の事前協議等の機会を活用し、経験豊富な職員と若手職員を組み合わせることでOJTに取り組んだほか、具体的事例を題材とした「事例検討会」により現場対応能力の向上に取り組んだ。【廃リ】【監視】 (3) 行政代執行事案の「現地研修会」の実施や環境省や各種団体の実施する研修会への参加や先進地視察等積極的に学習機会の確保に努めた。【廃リ】【監視】【適正】 (4) 行政処分が見込まれるような重要案件は、関係各課や地域機関と協議を行い対応した。【廃リ】【監視】 (5) 研修等参加者は、他の職員に対し研修内容の伝達を行うなど、知見の共有を図った。【廃リ】【監視】【適正】	【適正】研修受講 35回 / 15回以上 【監視】オリエンテーション実施 5日 / 6日 【廃リ】WG開催数 19件 / 3件	○	廃棄物対策局内班長会議で年間研修計画の方向性を確認し、必要な独自研修を企画、実施しました。時期、内容を調整した結果、廃棄物行政に携わる職員に積極的に研修等に参加させる機会を提供することができました。 また、事例検討会や現地研修会の実施によりOJTを進めました。 オリエンテーションの理解度は平成29年度末で90%以上に達し、2年目以上の課員の講師経験率は80%となりました。 廃棄物政策WGでは、産廃税制度の継続、産廃条例の改正のベースづくりを行うことができました。また、WGでは産業廃棄物処分業の事業範囲における処理方法について整理し、中間処理施設技術指針案の検討に繋げることができました。 今後も必要な研修受講やオリエンテーションを実施していきます。	産業廃棄物の不法投棄等不適正処理事案の改善着手率 H29目標：100% H29実績：100%
	2-2 法務能力の向上と課題解決力を備えた人材育成	(1) 中長期的な視点に立った人材育成計画の策定 (2) 法務研修の戦略的展開 (3) 各種判例動向の把握	(1) 人材育成は「三重県職員づくり基本方針」（平成24年12月）に基づいて実施した。【総務】 (2) 法曹資格職員や学識者等による法務研修を定期的に実施した。【総務】 (3) HP上に公開されている裁判例情報を基に、情報収集を行った。【総務】	受講率（初級） 97% / 100% 受講率（中級） 72% / 100% 受講率（上級） 70% / 80%	○	活動指標の最終目標（受講率（初級））をほぼ達成できたことから、中上級者向けの研修を中心に受講促進を図ります。 今後も引き続き、計画的な研修の実施等による取組を進めます。	
	2-3 リスクを的確に把握できる感覚・感性の醸成	(1) 管理職員、担当職員の自己研鑽の推進 (2) 職員の”経験知”の共有 (3) 自己研鑽を支援する組織づくり	(1) 職員が自ら受講したい研修を選択できるよう、庁内メール等を活用し広く研修情報を共有した。【監視】 (2) 職員の研修受講履歴を整理し組織で共有した。また、研修等参加者は、他の職員に対し伝達研修を実施し、知見を共有した。【廃リ】【監視】 (3) 職員研修や伝達研修が受講しやすい組織風土が醸成された。【廃リ】【監視】	【監視】 研修受講 17回/2回 【廃リ】 伝達研修 6回/3回	○	毎年度、積極的に研修が受講しやすい組織づくりを行いました。また、研修等参加者は伝達研修を実施し、知見を共有する風土が醸成されました。 今後も継続的に研修等を実施していきます。	

区分	基本取組	基本取組の具体的な内容	現状まとめ(H29年度)	活動指標 【実績(H29)/最終目標 (H29)】	自己 評価	これまでの取組の自己評価と今後の取組方針	(参考)総合計画、廃棄物 処理計画における目標値
3 “経験知”の共有によるナレッジマネジメント	3-1 マニュアル構築・ノウハウを引き継げる組織作り	(1) 許認可・監視指導マニュアルの充実 (2) ノウハウを引き継げる組織づくり	(1) 監視指導マニュアルや許可事務の手引きを整備した。平成27年度に検討を進めた産業廃棄物処理業に係る経理的基礎の審査基準は運用を開始した。処分業許可の審査手法の明確化について、引き続き、ワーキンググループにより検討を進めた。また、平成29年度に立入検査マニュアル作成ワーキングを開催し、マニュアル作成を行った。なお、当該マニュアルについては、平成29年度以降も継続的にワーキンググループで検討し、適宜見直しを図ることとした。【監視】【廃り】 (2) 現場指導時等には経験豊富な職員と若手職員を組み合わせるなどして、経験豊富な職員の知見が若手職員に伝わるようにした。【監視】	【監視】オリエンテーション実施 5日 / 6日 (プログラム見直しによる) 【廃り】WG開催数 6回 / 3回	○	オリエンテーションの理解度は平成29年度末で90%以上に達し、2年目以上の課員の講師経験率は80%となりました。 また、WG開催結果として、H28年度から経理的基礎の審査基準を運用し、中間処理施設技術指針案、安全性評価指針案及び立入検査マニュアルの作成に繋がりました。	
	3-2 現状を的確に把握する手段(GPS etc.)の利活用	(1) 定点での状況把握と継続保存 (2) システム技術(GPS etc)活用による把握確認方法の調査研究	(1) 防災ヘリ・県警ヘリを活用したスカイパトロール及び新たに導入したドローンにより、継続的に上空から定点での写真撮影を実施し、変動状況の把握に努めた。また、事案ごとに、過去の状況と比較できるように撮影場所を選定したうえで写真撮影を実施し、廃棄物の移動・変動状況の把握に努めた。【監視】 (2) 最終処分場の立入時は、測量により正確な状況把握を行った。また、大規模な不適正処理事案には、写真撮影時にGPSを使用するなど、正確で継続的な状況把握を実施することとした。なお、平成29年度よりドローンによる廃棄物測量システムを用いて、より正確に状況把握を行った。【監視】	スカイパトロール実施 2回 / 4回 (必要な活動成果は得ている)	○	スカイパトロールやドローンにより上空から定点監視を行うことで、不適正処理事案の定期的な増減把握を行い、必要な改善指導を行うことができました。 今後も引き続きドローン等を活用した監視を実施します。	
	3-3 体系的な監視指導システムの構築	(1) 総括表(監視指導カルテ)の作成 (2) 的確なリスク認識と現状把握に繋がる引継書の作成	(1) (2) 監視・指導支援システムにより監視日報を作成して日々の指導内容等を記録として残すとともに、主要事案については個別の調書を作成し的確にリスクを認識するとともに、事案の情報を正確に引き継いだ。【監視】	事例検討会開催件数 2回 / 2回	○	事例検討会を開催し、若手職員に経験やノウハウを引き継ぐことができました。 今後も、事例検討会を開催するとともに、監視・指導支援システムの既存データの有効活用を行ってまいります(H31年度にシステムを地図情報の登録、画像の登録ができるよう改善予定。)	
4 多様な主体との連携	4-1 県民(地域住民)との連携	(1) 地域住民と対話の確保 (2) 行政と地域住民との連携による不法投棄の早期発見	(1) 地域住民等からの対話要望に迅速に対応した。【監視】 (2) 不法投棄監視活動に積極的に取組む団体に対し、不法投棄監視パトロール用品を配布し支援を行った。【監視】	監視資材配布団体数 19団体 / 18団体	○	県民からの通報等に対して、初動対応はすべて実施しており、各事案に対して、必要な指導を行いました。 今後も地域住民と連携した取組を実施していきます。	
	4-2 基礎自治体である市町との連携	(1) 市町とのパートナーシップの形成 (2) 緊密な情報提供・意見交換の推進	(1) (2) 県地域機関と市町の連携会議において、相互に情報を提供し、意見交換等を実施した。また、住民からの不法投棄等不適正処理の通報に対し迅速な初動対応を図るため、市町職員を特別非常勤職員として「産業廃棄物に係る三重県市町立入検査員」に任用した。【監視】	市町職員任用数 255名 / 240名	○	市町とは地域機関を通じて、常に情報共有を行い、連携した廃棄物の監視指導を行いました。 また、毎年度、不法投棄新規発見件数のうち、市町通報件数は3~5割に達しています。 今後も市町職員と連携して取組を進めていきます。	
	4-3 市町職員・森林組合職員に対する学習機会の確保	(1) 市町職員・森林組合職員への学習機会の提供	立入検査員に任用している市町職員及び「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結している森林組合等の団体に対し、三重県不法投棄等防止対策講習会を実施し、廃棄物処理法や不法投棄等の対策に係る講習会を実施した。【監視】	講習会開催数 1回 / 1回	○	毎年度、研修会を開催しており、講習会の理解度は80%に達成しました。 今後も継続的に実施していきます。	
	4-4 各関係機関・関係団体等との連携	(1) 関係機関・関係団体との連携による施策の展開 (2) 関係団体を通じた普及啓発	(1) 不法投棄等の早期発見のため、新たに三重県農業協同組合連合会と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、協定締結は計21団体となった。また、中部地方不法投棄対策連絡会等において、関係機関や関係団体等と定期的に情報交換等を行い連携を密にし各施策を進めた。【監視】 (2) 不法投棄監視ウィークを中心に、三重県産業廃棄物協会等と連携し積極的な啓発活動を実施した。また、県主催の3R・適正処理セミナーにおいて、解体業者、建設業者及び廃棄物処理業者を主な対象として廃棄物処理法の改正や、行政処分の実例からみる適正処理に係る講習を行った。【監視】【廃り】	【監視】 関係自治体との意見交換数 7回 / 5回 【廃り】意見交換団体数 4団体 / 4団体	○	協定締結する事業者からは毎年度、不法投棄等に関する通報があり、連携した不法投棄等の発見に繋がりました。 また、関係団体と連携し、毎年度、3R適正処理セミナー等を開催しました。 今後も引き続き取組を継続していきます。	
	4-5 他法令部局と連携・対処する仕組みの構築	(1) 地域規制マップの作成 (2) 専門的知見の他法令所轄部局との共有 (3) 他法令所管部局と共同で事案に対処する仕組みの構築	(1) 三重県版GIS(M-GIS)の活用や面的・地理的な規制を有する法律(河川法、農地法、都市計画法など)を所管する部局の規制マップを常備することにより、事案発生場所の位置の特定や規制情報の確認を行った。【監視】 (2) 廃棄物処理業に係る処理施設設置の際には、三重県廃棄物処理指導要綱に基づき、関係機関と事前協議を行うとともに、行政代執行を行う事案地における規制法令を共有化した。【廃り】【適正】 (3) 廃棄物対策に係る庁内の関連する法令を所管する部局等で構成する県庁内連絡会議を設置(平成19年6月)し、個別事案の対応の検討、調整を行うこととした。【監視】	【適正】関係法令確認 2回 / 2回 【監視】庁内連絡会議 0回(必要なし) / 適時 【廃り】事前協議の実施 12回 / 適時	○	必要に応じて法務担当課、関連法令を所管する部局と協議・相談等を行い、廃棄物の不適正処理等に対する的確な対応に繋がりました。 また、農林水産、建設工事担当部局とも連携し、円滑な施設設置を行いました。 今後も、必要に応じて他法令所管部局と連携していきます。	

区分	基本取組	基本取組の具体的な内容	現状まとめ(H29年度)	活動指標 【実績(H29)/最終目標 (H29)】	自己 評価	これまでの取組の自己評価と今後の取組方針	(参考)総合計画、廃棄物 処理計画における目標値
5 情報収集・情報 提供（情報発信）	5-1 積極的な情報 収集	(1) 不法投棄防止・廃棄物ダイヤル110番に関する街頭啓 発活動 (2) 地域住民の活動支援 (3) 情報収集の仕組みづくりと充実	(1) 平成28年度からテレビでデータ放送を活用し、またFM放送やショッピング センター等での街頭啓発活動において、不法投棄等発見時に廃棄物ダイヤル110 番等による通報を呼びかけた。【監視】 (2) 不法投棄監視活動等に積極的に取り組んでいる団体に対しパトロール資材を 提供し、側面的支援を実施した。【監視】 (3) 廃棄物ダイヤル110番、廃棄物FAX110番、廃棄物メール110番を 設置して情報収集手段の充実を図った。【監視】	通報件数 92件 / 80件 (新たな通報の呼びかけを実 施)	○	通報を受ける体制充実と併せて、街頭啓発活動等で通 報を呼びかけた結果、一定の通報を受け、違法状態の是 正・改善に繋げることができました。 今後も可能な限り、啓発活動等を実施していきます。	
	5-2 要監視項目に 関する情報収集及び 汚染状況の把握	(1) 国における検討状況の的確な把握 (2) 要監視項目のリスクの程度・水質検査の必要性の 検討	(1) 環境省のHP等により、環境基準及び要監視項目に関する情報(国における 検討状況)を確認しているほか、水質及び土壌担当部局からの情報の入手に努め た。【適正】 (2) 各事案で検出されている物質と関連する環境基準及び要監視項目について、 国の動向や事案地の状況に大きな変化はなく、各事案における水質検査項目を追加 する必要はなかった。【適正】	環境省HP確認 毎月1回 / 毎月1回	○	国の動向や事案地の状況を注視しつつ適切な環境モニ タリングを実施してきており、引き続き、環境リスクに 対し的確に対応します。	
	5-3 情報交流によ る情報把握と積極的 な情報発信	(1) 行政処分・改善指導状況の積極的発信 (2) 他法令所管部局との情報交換	(1) 行政処分については、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に 基づき、事業停止命令や改善命令等の状況を県のホームページ等で公表した。【廃 り】【監視】 (2) 三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づき、産業廃棄物の処理施設を設置等す るときは、関係法令等を所管する行政機関等と事前に協議及び調整を図った。【廃 り】	行政処分情報公表率 100% (21件) / 100%	○	行政処分情報は、毎年度100%公表しました。 また、事前協議会において、関係機関との情報共有に より課題解決に向け歩調を合わせた取組を行うことがで きました。 今後も条例に基づき、行政処分情報の公表を行いま す。	
	5-4 ホームページ 活用による即時性を もった情報提供	(1) 産業廃棄物不適正処理事案HPの充実(地域住民に 分かりやすいHP作成)	県の環境行政全般を掲載しているHP『三重の環境』に、代執行着手事案を含め た主な産業廃棄物不適正処理事案の概要を掲載しており、水質検査等のモニタリ ングの結果を適宜更新した。【適正】	水質検査等測定結果のHP更 新 75.0%/100% ※未公表分はH30年度に公表 済み。	△	産業廃棄物不適正処理事案のHPについて、環境調査 結果の速やかな掲載や分かりやすい内容とすることに努 めてきました。 今後とも、的確な掲載に努めるなど地域住民等に適切 に情報提供を行っていきます。	
6 排出事業者・土 地所有者への責任追 及	6-1 明確な判断基 準の作成とそれに 沿った調査	(1) 排出事業者・土地所有者の調査の早期実施 (2) 明確で具体的な判断基準の策定 (3) 調査計画の策定 (4) 調査計画に沿った調査の実施と取りまとめ	(1) 監視・指導マニュアル及び立入検査マニュアルに基づき、速やかに排出事業 者や土地所有者に対し法的根拠に基づく対処方針を決定することとした。また、行 政代執行を行っている事案について、排出事業者等の特定に繋がる事実があれば調 査する方針であるが新たな事実はなかった。【監視】【適正】 (2) 措置命令発出は、事案の個別内容によるため基準化(マニュアル化)に馴染 まないと考えており、判断にあたり必要な事項について整理した。【監視】 (3) (4) 責任追及の必要が生じた場合には、計画的に調査を進めるよう監視・ 指導マニュアルに基づき、課全体で協議を行い計画立案した。また、その進行管理 や結果をとりまとめ、課内での共有を図ることとした。【監視】	【適正】新たな調査の実施 実施 / 必要時 【監視】監視マニュアル研修 2回 / 1回	○	排出事業者や土地所有者への責任追及を行うにあた り、策定したマニュアルに基づき適切に調査、指導を 行ってきました。 今後とも、新たな不法投棄事案等に対して適切に排出 事業者等への対応を行います。	
	6-2 管理職員によ る定期的な進捗管理 (マネジメント)	(1) 個別課題ごとの進捗管理表の作成 (2) 管理職員と担当職員による定期的な現状と課題の共有 (3) 管理職員の助言と積極的な参画	(1) 事案ごとに調書を作成し、「現状」「問題点」「今後の対応」について、管 理職員は定期的に時点修正しながら個別課題の進捗管理を行った。【適正】 (2) 管理職員は、事案ごとの年間計画に基づき事業の進捗管理を実施しており、 その中で個別課題の把握した。【適正】 (3) 管理職員は、日々の日常業務において、担当者からの個別課題にかかる相談 に対し、必要な助言等を行った。【適正】	定期的な面談 3回 / 3回	○	不適正処理事案対策の進捗状況について管理職員と担 当職員間で共有化し、管理職員からの助言を行うなど課 題解決に向けてマネジメントを行ってきました。 今後とも、適切な進捗管理のもとで排出事業者等への 的確な対応を図っていきます。	
	6-3 正確な業務引 継の実施	(1) 「現状」「問題点」及び「今後の対応」を記述 した引継書の作成	(1) 排出事業者及び土地所有者に対する認識と現状等(指導経緯・状況、課題及 び今後の対応方針)を正確に記載し、後任者に引継ぎ、後任者は、これに加筆をす ることで、次の職員にもれのない事務引継を実施した。【適正】	業務引継ぎ内容の整理 1回 / 1回	○	後任者に対して不適正処理事案対策の適切な業務引継 を実施しており、今後もこの取組を継続していくこと により、排出事業者等への的確な対応を図っていきます。	

区分	基本取組	基本取組の具体的な内容	現状まとめ(H29年度)	活動指標【実績(H29)/最終目標(H29)】	自己評価	これまでの取組の自己評価と今後の取組方針	(参考)総合計画、廃棄物処理計画における目標値
7 費用求償	7-1 費用求償体制の充実	(1) 担当課における費用求償体制の充実 (2) 税務部局との連携強化・充実	(1) 費用求償のスキル向上のための専門的研修を受講し、各事案担当とともに業務にあたった。【適正】 (2) 費用求償事務で疑義が生じた場合、税務担当課へ個別に相談した。【適正】	費用求償マニュアルの確認・修正 1回 / 1回	○	費用求償担当者のスキル向上や各事案対策担当者との連携などにより体制整備を図ってきました。 今後とも、費用求償マニュアル内容を充実化しながら厳格かつ適正な徴収事務を行います。	
	7-2 費用求償手続マニュアルの作成	(1) 費用求償手続マニュアルの作成 (2) 先進自治体の取組の詳細な調査の実施 (3) 全国自治体連携会議による情報共有	(1) 国税における「滞納整理事務の手引き」を参考に費用求償マニュアルを作成し、H29年度においてもマニュアルの内容について確認・修正作業を行った。今後とも、必要に応じ、マニュアルの拡充を図っていく。【適正】 (2) 代執行費用徴収の効果的な事例を把握するため先進自治体の調査を実施しているが、H29年度は特に参考となる事例はなかった。【適正】 (3) 全国自治体連携会議において、費用徴収状況に関する情報共有を行った。【適正】	費用求償マニュアルの確認・修正 1回 / 1回 全国自治体連携会議参加 1回 / 1回	○	実効性のある費用求償を行うため費用求償マニュアルを作成し、適宜、先進事例を入手しながらマニュアルの充実化を図ってきました。 今後とも、マニュアルを充実化しつつ、的確なマニュアルのもとで徴収事務を行います。	
	7-3 実効性のある費用求償に繋がる進捗管理	(1) 定期的な財産調査や収入状況調査の把握 (2) 「税外収入徴収台帳」・「財産調査台帳」による進捗管理 (3) 管理職員の積極的な参画と助言	(1) 定期的な財産調査や収入状況等調査を実施してきており、昨年度は面談に重きをおいて原因者の状況把握を行った。【適正】 (2) 定期的な実施した財産調査内容を集約した「費用求償台帳」を整備・更新し、徴収事務の適切な進捗管理に努めた。【適正】 (3) 担当職員と管理職員との間で情報を共有化した。【適正】	財産調査 1回 / 2回 収入状況調査 1回 / 1回	△	定期的な調査の実施により原因者の状況把握を行い、調査結果は「費用求償台帳」を更新するなど、徴収事務の進捗管理を行ってきました。 今後とも定期的な調査の実施等により適切な徴収事務を行います。	
	7-4 費用求償手続に精通した意欲的な人材の育成	(1) 税務部局と連携した研修の開催 (2) 民間企業主催研修の受講機会の確保 (3) 研修の“経験知”の共有による組織力向上 (4) 費用求償プロセス評価による意欲的な人材育成 (5) 管理職員と担当職員の問題意識の共有と役割分担	(1) (2) 費用求償手続に精通した人材を育成するため、H29年度は庁内開催の債権回収研修に参加した。【適正】 (3) 研修で得られた知識について担当者間で情報共有を図った。【適正】 (4) 職員評価は「県職員育成支援のための評価制度」により、プロセスも含めた評価が行われた。【適正】 (5) 担当職員と管理職員とのコミュニケーションにより情報共有化が図られた。【適正】	研修受講 1回 / 1回以上	○	費用求償担当者の研修受講や管理職員による人材育成などにより、同手続きに精通した人材育成に努めてきました。 今後とも担当者の人材育成を図り、的確に徴収事務を行います。	
8 独自施策の展開	8-1 県独自の規制強化等による未然防止	(1) 条例による独自規制の展開	廃棄物処理法の規制や基準等を補完するため、三重県における産業廃棄物の適正な処理を推進するため、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例を的確に運用した。【廃り】	産業廃棄物処理実績報告書提出率 93% / 100% (未提出者は氏名を公表)	○	産業廃棄物処理実績報告書の提出率は毎年度90%を超えています。提出された情報は条例に基づき、公開するとともに、未提出者については氏名を公表しています。 今後とも引き続き取組を継続し、産業廃棄物処理業者の処理情報の透明化を進めます。	
	8-2 全国の不適正処理事案関係自治体との連携	(1) 自治体連携会議を通じた情報交換・情報共有 (2) データベース作成による“経験知”の共有	(1) 全国自治体連携会議には毎年度参加し、課題についての情報交換・情報共有を行った。【適正】 (2) これまでの全国自治体連携会議での「議題のデータベース化」について、H29年度分を追加更新して参加自治体に情報提供した。【適正】	全国自治体連携会議参加 1回 / 1回	○	不適正処理事案対策を的確に実施していくため、関係自治体で構成する全国自治体連携会議に参加して情報交換を行い、同会議での協議事項はデータベース化した。 今後とも、的確な対策事業の実施に向けて、同会議による情報交換や共有化を図っていきます。	
	8-3 維持管理積立金の積立状況の的確な把握	(1) 維持管理積立金の積立状況の把握 (2) 未積立事業者への的確な対応	(1) 維持管理積立金の積み立て対象となる施設設置者は14設置者(20施設)で、その内2設置者(4施設)は積立をしていなかったが、設置者への継続的な指導により、平成29年度に積立を開始した。 H29年度実績 未納者に対する立入指導 述べ5回 (2) 平成28年10月1日から産業廃棄物処理業許可に係る経理的基礎の審査ガイドラインを改定し、運用しており、維持管理積立金の積立対象となる施設設置者であって、積立金を積み立てていない者については、処理業の許可(更新含む)を認めないこととした。【廃り】	立入指導回数 5回 / 3回	○	平成29年度までにすべての対象者が維持管理積立を行いました。また、産業廃棄物処理業許可に係る経理的基礎の審査ガイドラインを改定し、積立金を積み立てていない対象者については、処理業の許可(更新含む)を認めないこととしました。 今後とも継続して積立状況を把握し、適切な最終処分場の維持管理を確保します。	
	8-4 課題解決に繋がる法制度・政策の提案・提言	(1) 新たな法制度・政策の検討 (2) 関係自治体との連携と定期的な意見交換 (3) 国への法制度・政策の提案・提言	(1) (3) 不適正処分が行われた場合に修復が困難な安定型最終処分場の構造基準の見直しや許可不要施設の規制強化に向け、国等に対して提案・提言を行った。【廃り】 (2) 不適正処理等の是正に関し、他県市との担当者会議において事例発表を行い情報交換する等して、業務推進の参考とした。【監視】	【監視】 関係自治体との意見交換 7回 / 5回 【廃り】国等への提案・提言 2件 / 1件以上	○	処理状況の透明化につながる電子 manifests の義務化に係る国への要望に対しては、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者について義務化されました。 今後とも引き続き、安定型最終処分場の構造基準の見直し等課題解決に繋がる内容について、国への提言・提案を行います。	